

園則 (運営規程)

幼保連携型認定こども園 SHINJO

幼保連携型認定こども園 SHINJO 園則（運営規程）

（施設の目的及び運営の方針）

第1条 社会福祉法人ゆきわり会（以下「事業者」という。）が設置する幼保連携型認定こども園SHINJO（以下「本園」という。）は義務教育及び保育の基本に基づいて一体的に展開される生活を通して健全な心身の発達を図りつつ、生きる力の基礎を育成するまた、義務教育及び、その後の教育の基礎を培うとともに、子どもの最善の利益を考慮し、その生活を保障するとともに保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

2 本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）並びに青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年青森市条例第29号）及び青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年青森市条例第28号）その他の関係法令を遵守して運営する。

（名称及び所在地）

第2条 本園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 認定こども園SHINJO
- （2）所在地 青森市大字新城字平岡252番4

（提供する特定教育・保育の内容）

第3条 本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づいて、保護者の就労状況等により入園時期や在園時間の異なる子どもを受け入れる施設として、園児に健やかな成長が図られるような適当な環境を整えることを意識しながら、教育・保育を行う。

（子育て支援）

第4条 本園は、子育て支援事業として、次の事業を実施する。

- （1）相互交流の場の開設等による情報提供に関する事業
- （2）一時預かり事業

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 本園に次のとおり職員を置く。ただし、員数については青森市の定める指定基準を下回らない範囲内で変動することがある。

- (1) 園長 1名
 - (2) 副園長 1名
 - (3) 主幹保育教諭 2名
 - (4) 保育教諭 22名
 - (5) 看護職員 1名
 - (6) 栄養士 1名
 - (7) 調理員 3名
 - (8) 学校医 1名
 - (9) 学校歯科医 1名
 - (10) 学校薬剤師 1名
 - (11) 事務職員 1名
 - (12) 用務員 1名
- 2 園長は、教育・保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質向上に取り組み、一体的な管理運営を行う。
 - 3 副園長は、園長を補佐し、円滑な管理運営を行う。
 - 4 主幹保育教諭は、園長及び副園長を補佐し、園務を整理し園児の教育・保育を行う。
 - 5 保育教諭は、園児の教育・保育を行う。
 - 6 看護職員は、園児の健康状態を観察し、健康管理等の業務を行う。
 - 7 栄養士は、献立管理、献立に基づく調理業務、栄養計算、帳簿管理、食育に関する活動等を行う。
 - 8 調理員は、献立に基づく調理業務、給食室及び器具の清掃消毒を行う。
 - 9 学校医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断等を行う。
 - 10 学校歯科医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断のうち歯の検査等を行う。
 - 11 学校薬剤師は、本園の環境衛生の維持及び改善に関する指導及び助言等を行う。
 - 12 事務職員は、本園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。
 - 13 用務員は、園の環境の整備その他の用務に従事する。

(学年及び学期)

第6条 本園の学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

- 2 1年を次の3学期に分ける。
- 3 各学期の始業日及び終業日は、次のとおりとする。ただし、始業日及び終業日が休業日にあたる場合は、本園の当該年度事業計画に別に定めるものとする。

第1学期	4月第二月曜日	から	8月第一金曜日	まで
第2学期	8月第四月曜日	から	12月第四金曜日	まで
第3学期	1月第一金曜日	から	3月第四金曜日	まで

(開園時間)

第7条 本園の開園時間は、7時から19時までとする。

(特定教育・保育を行う日及び提供を行わない日)

第8条 本園において、教育・保育を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1号認定子どもについては、月曜日から金曜日までとする。

2 本園の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

3 前項に定めるもののほか、本園における1号認定子どもに係る休業日は、次のとおりとする。

(1) 夏季休業 8月10日から8月22日

(2) 冬季休業 12月26日から1月7日

(3) 春季休業 3月25日から4月3日

(4) その他園長が必要と認めた日

(特定教育・保育等を行う時間)

第9条 本園において、教育・保育を行う時間は、次のとおりとする。

(1) 1号認定子ども 9時00分から14時00分まで

(2) 2号認定子ども及び3号認定子ども

イ 保育標準時間認定を受けた子ども

7時から18時までの11時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

ロ 保育短時間認定を受けた子ども

8時から16時までの8時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

2 1号認定子どもについては、前項第1号に掲げる時間以外の時間において、保護者の希望により預かりが必要な場合は、8時00分から9時00分まで又は14時00分から18時00分までの範囲内で、一時預かり(預かり保育)を行うものとする。(土曜、長期休暇期間も要望において行う)

3 2号認定子ども及び3号認定子どもについては、第1項第2号に掲げる時間以外の時間において、保護者の希望により保育が必要な場合は、7時00分から8時00分まで又は16時00分から19時00分までの範囲内で、時間外保育(延長保育)を行うものとする。

(教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額)

第10条 本園においては、青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

する基準を定める条例第13条第1項の規定により、保護者から園児の居住する市町村が定める額の保育料の支払を毎月末日までに受けるものとする。

- 2 本園においては、青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項の規定により、次の表のとおり実費を徴収する。ただし、同項の規定により免除される費用については、この限りでない。

区分	金額		支払を受ける時期
	副食	月額	
給食食材費（1号認定子ども）	副食	月額 4,000円	毎月末日
給食食材費（2号認定子ども）	副食	月額 4,500円	毎月末日
通園バス費用		月額 2,800円（往復）	毎月末日
		月額 1,400円（片道）	
文房具代		年額 3,000円程度	年少児となる年度
連絡帳		200円から250円程度	随時
制服代		冬服 6,100円程度	年少児となる年度
		夏服 6,000円程度	
		冬用帽子 2,600円程度	
		夏用帽子（任意） 4,100円程度	
遠足・行事参加代		行先に応じて定める額	随時
絵本代		月額400円～500円	毎月20日
スイミングスクール（希望者）		月額 4,000円程度	毎月末日
スポーツ教室（希望者）		月額 3,000円程度	毎月末日
英会話（希望者）区分		3歳児 月額6,600円程度 教材費年間16,760円程度	毎月末日
		4・5歳児 月額7,700円程度 教材費 年間21,900円程度	
ピアノ教室（希望者）		月額 5,000円程度	毎月末日

- 3 前項表中の給食食材費及び通園バス費用については、本園の事情により休園又は登園自粛になった場合、給食を受けなかった回数又は通園バスを利用しなかった回数に、給食食材費にあつては1食200円、通園バス費用にあつては片道60円を乗じた金額を月額金額から減じることとする。

- 4 本園においては、前3項に掲げるもののほか、次の表に掲げる費用について、同表に定める額の支払を保護者から受け取るものとする。ただし、子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定による法定代理受領を受けた場合においては、同表に定める額から当該受領額を控除した額の支払いを保護者から受け取るものとする。

区分	金額	支払を受ける時期
一時預かり（一般型） 食事代	1時間 200円 1食 200円	都度又は翌月
一時預かり（幼稚園型） 食事代（夏季休業等の期間に限る）	14時から18時（1時間）100円 月極 2,000円 長期休暇（夏季休暇等） 2,000円 1食 200円	都度又は翌月
延長保育	1時間 100円	都度又は翌月初め

（小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員）

第11条 本園の利用定員は、次のとおり定める。

- (1) 1号認定子ども 15人
- (2) 2号認定子ども 45人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳以上の子ども 30人
- (4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 15人

（特定教育・保育施設の利用の開始に関する事項及び利用に当たっての留意事項）

第12条 本園の利用開始に当たり、1号認定子どもについては、保護者が本園に直接申し込むものとする。

- 2 利用の申込みのあった1号認定子どもと現に本園を利用している1号認定子どもの総数が1号認定の子どもの利用定員の総数を超える場合については、青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第6条第2項の規定により、申込みを受けた順序により決定する。
- 3 2号認定子ども及び3号認定子どもの利用については、青森市が行う利用の調整の結果に依るものとする。
- 4 利用にあたっては利用契約書をもって契約し締結する。

（転園、退園又は休園）

第13条 転園、退園又は休園しようとする子どもの保護者は、理由を記して園長に願い出るものとする。

- 2 保育料の未納が3ヵ月以上あったときは利用契約を解除する。

（特定教育・保育施設の利用の終了に関する事項）

第14条 本園は、次に掲げる場合に、教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき

- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者が、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の規定に該当しなくなったとき
 - (3) その他利用継続について、重大な支障又は困難が生じたとき
- 2 園長は、園児が全過程を修了したと認めるときは、卒園時に修了証書を授与する。

（緊急等における対応方法）

- 第15条 本園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡するとともに、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。
- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、青森市及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

- 第16条 本園は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとする。
- 2 本園は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

- 第17条 本園は、園児に対する虐待を防止するため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。
- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
 - (2) 未成年後見制度の利用支援
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4) 虐待防止を啓発・普及するための研修の実施

（個人情報の保護）

- 第18条 本園は、その業務上知り得た園児及び保護者（以下「園児等」という。）の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 職員は、その業務上知り得た園児等の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であったものに、業務上知り得た園児等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 本園は他の関係機関等に対して、園児等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文

書により保護者の同意を得るものとする。

(苦情・要望等解決)

第19条 苦情・要望については、福祉等サービス苦情解決実施規程に基づき、入園児童の処遇に係る入園児童本人及びその保護者からの要望等に適切に対応し、円滑・円満な解決を図る。

(記録の整備)

第20条 本園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備しその完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- | | |
|-------------------------------|-------|
| (1) 教育・保育の実施に当たっての計画 | 5年間保存 |
| (2) 提供した教育・保育に係る提供記録 | 5年間保存 |
| (3) 市への通知に係る記録 | 5年間保存 |
| (4) 支給認定保護者等からの苦情・要望の内容等の記録 | 5年間保存 |
| (5) 自己の状況及び自己に際して採った処置についての記録 | 5年間保存 |
| (6) 幼保連携型認定子ども園園児指導要録 | |

当該児童が小学校を卒業するまでの間保存
学籍については20年間保存

(その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項)

第21条 本園は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 上記(1)のほかの研修については、当該年度ゆきわり会階層別研修計画に基づき研修を行うものとする。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と本園の園長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

(実施期日)

この規程(規則)は、平成31年4月1日から施行する。

令和元年10月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和4年4月1日一部改正

令和5年4月1日一部改正

令和6年1月1日一部改正